

令和８年度 建築施工管理技術検定試験合格証明書 新規交付申請手続きのご案内（１級・２級共通）

合格者が合格証明書の交付を受けるためには申請手続きが必要です。
交付申請は、お手元の合格通知書及び下記の注意事項、新規交付申請手続き等をよくお読みいただき、**合格通知書記載の申請〆切日（必着）までに郵便局窓口から「簡易書留郵便」にて発送**し、受領証（追跡番号記載）は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。

●注意事項

- ・ 施工管理技士の資格は個人資格のため、合格者本人のみが申請できます。
 - ・ 同一封筒による二人以上の郵送は固くお断りします。
 - ・ **会社等による代行申請は着払いで返送されます。**
 - ・ 合格証明書の交付申請には１件につき交付手数料として２，２００円の納付（収入印紙）が必要となります。
 - ・ 各検定区分の最終申請〆切日必着分まで受理可能ですが、**〆切日翌日以降に届いた分は申請者に返送されます**のでご注意ください。
- ※申請〆切後の申請については、●申請期限を過ぎてからの交付申請についてをご確認ください。

●第二次検定の受検を予定されている方へ

- ・ 第二次検定の受検申込みをする際は、第一次検定の合格証明書がなくても本件合格通知書をもって、受検資格を証する書面として使用できますので、合格通知書は大切に保管しておいてください。
- ・ 第二次検定の合否結果発表後に第一次検定の合格証明書の交付申請を行うことも可能です。
- ・ 受検資格等の詳細についての問合せは、以下へお問い合わせください。

【試験機関】一般財団法人 建設業振興基金

TEL) ０３－５４７３－１５８１

●申請期限を過ぎてからの交付申請について

- ・ 申請期限を過ぎてからの申請は、「５．お問い合わせ」に掲載されている「居住地为管轄する担当地方整備局等」HPにある申請手続きを参照ください。

合格証明書の発送まで申請書到着後おおよそ２～３ヶ月程度かかりますのでご注意ください。

※発送予定日のお問合せはお受けできません。

★以下については、【試験機関】へお問い合わせください。

- ・試験に関するお問い合わせ
- ・受検資格等の詳細
- ・合格通知書を紛失した場合（再発行）

【試験機関】

一般財団法人 建設業振興基金

TEL) 03-5473-1581

H P) <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

【新規交付申請手続き】

1. 申請に必要な書類（以下の表①～④及び見本をご確認ください）

※①②は必須 ③は変更がある場合のみ ④は任意

	必 要 書 類	詳 細
①	（必須） 技術検定合格証明書 交付申請書 （合格通知書に添付） 【注意事項】 Ⅲ 訂正がある場合は （１）～（５）いずれか を添付 Ⅲ 訂正が無い場合 は（１）～（５）の 添付は不要	※必ず申請者本人が記入・確認のうえ郵送してください。 Ⅰ 合格通知書から合格証明書交付申請書を切り取ってください。 Ⅱ 提出日を記入してください。 Ⅲ 交付申請書記載内容の確認及び訂正を行ってください。 ・記載されているフリガナ、氏名（漢字の字体（旧字体等）を含む）、生年月日に間違いがある場合は変更箇所を二重線で消し・朱書き訂正のうえ（訂正印不要）、下記のうちいずれか一つを添付してください。 （１）運転免許証 表面及び裏面のコピー （有効期限内のものに限る） （２）監理技術者資格者証 表面及び裏面のコピー （有効期限内のものに限る） （３）住民票の写し 提出日時点で、市区町村の発行から６ヶ月以内の原本又はコピー（個人番号の記載がある場合はマスキング） （４）マイナンバーカード 表面のみコピー （有効期限内のものに限る） （５）在留カード 表面及び裏面のコピー （有効期限内のものに限る） ・婚姻等による氏名を変更する場合は、変更箇所を朱書きで訂正し、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本の提出が必要です（詳細は下記③を参照）。 ・合格証明書送付先を変更する場合は、変更部分を二重線で消し、朱書きで訂正してください。（郵便番号、都道府県名、アパート

		名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください) ※簡易書留郵便での送付となるため、正確な住所を記載いただかないと、「宛所不明」となり、配達されません。 Ⅳ <u>日中連絡がとれる電話番号を必ず記入</u>してください。書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。
②	(必須) 収入印紙 2, 200円分	Ⅴ 交付申請書の貼付欄に貼ってください。 ・貼りきれない場合には、枠外や裏面に貼り付けてください。 ・収入印紙には、消印はしないでください。 ・収入印紙以外(収入証紙、切手等)は無効です。
③	(婚姻等により氏名 を変更する方のみ 必要) 戸籍抄本又は 戸籍謄本の原本	・氏名に変更がある場合は、変更となったことが証明できる書類として、市区町村発行の戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)又は戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の<u>原本</u>が必要となります。 (コピー不可。申請先における簡易書留郵便の受領日現在で市町村の発行から6ヶ月以内のもの。)
④	(任意) 旧氏(旧姓)併記 通称名併記(外国籍の方)	・交付申請書の氏名に<u>カッコ書きで朱書き</u>追記してください。下記(1)～(4)のいずれかの写しが必要となります。 (1) 住民票の写し 旧氏、通称名の記載があるものに限る。申請先における簡易書留郵便の受領日現在で市町村の発行から6ヶ月以内のもの (2) 運転免許証※のコピー(表面及び裏面) (3) マイナンバーカード※のコピー(表面のみ) (4) 監理技術者資格者証※のコピー(表面及び裏面) ※通称等の併記されたもの及び有効期限内のものに限る。 ・交付申請書に記載された通称名の併記を希望しない場合は、申請書の通称名等を二重線で消してください。

↓↓次ページの見本も確認してください↓↓

〈重要〉 建築施工管理技術検定合格証明書の交付申請書類

【①交付申請書、②収入印紙は必須です！】

～記載内容に修正及び変更がある場合は、添付書類を十分にご確認ください～

令和8年度 技術検定合格証明書交付申請書	
担当局長殿 下記の技術検定合格証明書の交付を受けたいので申請します。 合格発表日: 令和●年●月●日 提出日: ●年●月●日	
受検番号	××××××××
フリガナ氏名	ギジュツ ケンテイ 技術 検定
合格証明書送付先	〒111-1122 見本 埼玉県さいたま市中央区〇〇1-2 埼玉県さいたま市中央区△△2-1 TEL(日中連絡が取れる連絡先) (111-2222-3333)
生年月日	平成〇年〇月〇日
技術検定の種目等	建築施工管理(〇級第〇次検定)
【注意事項】 ※ 個人資格のため、合格者本人のみが申請できます。 ※ 同一封筒による二人以上の郵送は固くお断りします。 会社等による代行申請は着払いで返送されます。 ※ 郵送は郵便局窓口から「簡易書留郵便」をお願いします。 (普通郵便・直接ポスト投函 不可)	
収入印紙(2, 200円)貼付欄(枠をはみ出しても可) <注意> ○収入印紙 ×収入証紙 ×切手 ※収入印紙には消印はしないでください。 (消印をしたものは無効となります)	
・交付手数料として 収入印紙(2, 200円分) を貼ってください。収まらない場合は、枠外に貼って頂いても構いません。 ・収入印紙には、消印はしないでください。 <注意> 収入印紙以外(収入証紙、切手等)は無効	

・提出日を記入して下さい

・フリガナ・氏名(漢字の字体(旧字体等)を含む)・生年月日・種目をよく確認してください。記載されているフリガナ・氏名(漢字の字体(旧字体等)を含む)・生年月日に間違いがある場合変更箇所を二重線で消し・朱書き訂正してください。(訂正印不要)※必要書類は案内参照

・氏名に変更がある場合は二重線を引いて朱書きで訂正してください。

・氏名を変更した場合は証明書類として戸籍抄本又は戸籍謄本(原本)が必要になりますので、必ず交付申請書に同封してください(訂正がない場合は不要です)。

・電話番号(日中連絡がとれる番号)を必ず記入してください。

書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。

・「合格証明書送付先」欄に印字されている住所に合格証明書を送付しますので、誤りが無いか、確認してください。

・合格証明書送付先を変更する場合は、見本のように朱書きで訂正してください。
(※郵便番号、都道府県、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください)

・「合格証明書送付先」欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

※合格証明書の交付を希望される方は、『合格証明書交付申請チェックリスト』でご確認をお願いします。(本案内掲載のHPに別リンクにて掲載)

2. 交付申請書の送付方法

●送付方法

1. 申請に必要な書類を封筒（サイズは問いません）に入れ、郵便局窓口で簡易書留郵便にて送付してください。その際に郵便局から渡される依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切にお持ちください。依頼書の控えがないとお問い合わせに対応できかねますのでご注意ください。

●封筒表面（送付先）

↓ 以下枠内全てを封筒の宛先面に記載して下さい ↓

〒350-1199 川越西郵便局留
(〒350-1151 川越市今福 805)
瀬味証券印刷株式会社 建築○係
簡易書留 (○建築□次(△△) 交付申請書在中)

※○→1 級の場合「1」、2 級の場合「2」

※□→一次の場合「一」二次の場合「二」

※△△→2 級 1 次の場合（前期）又は（後期）の記載

●封筒裏面（差出人住所等）

申請者の氏名・住所を必ず記載してください。

3. 合格証明書の発送について

- 印刷状況等により発送予定日が変更になる場合があります。
- 変更になった場合は、各地方整備局等の HP でお知らせいたします。
- 受付申請期間内に手続きを行った方
 - ・添付書類、記載内容に不備がない場合
合格証明書は各発送日に簡易書留郵便にて、交付申請書に印字（記載）の住所地あてに発送します。
 - ・申請書類に不備がある場合
発送予定日には発送できません。こちらから不備内容のご連絡を行い、交付の条件を満たした方から順次発行作業をいたしますが、合格証明書の発送が遅れることもあります。
- 郵便局にて配達を行った際に **ご不在の場合**は、郵便受け等に不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が入ることとなっております。その場合には **不在票の手続き案内に従い**、郵便物（合格証明書）をお受け取りください。

ご不在であった場合の郵便局の保管期間は1週間です。保管期間内に受領されないと、合格証明書送付先としている住所を管轄する担当地方整備局等へ返送されます。

※返送された合格証明書の再発送をご希望の場合

管轄する担当地方整備局等へ以下の書類をご送付ください。

(担当地方整備局等の送付先は、「5. お問い合わせ」を参照)

- ① 検定の種目（建築、電気工事、管工事の別を記載）
- ② 受検番号
- ③ 氏名
- ④ 電話番号（日中、連絡のとれる携帯番号など）
- ⑤ 合格証明書再送付先の郵便番号及び住所
- ⑥ 490円分の切手（簡易書留郵便料490円分をご負担いただきます。）

上記の①から⑤までを記入したメモ（様式任意）、及び⑥490円分の切手が各地方整備局等に到着確認後、再発送いたします。

4. 合格証明書の発送状況の確認

合格証明書の発送状況につきましては、郵便局の郵便追跡サービスで確認することができます。

合格証明書の発送後、各地方整備局ホームページ内に、合格者の受検番号と引受番号（簡易書留問い合わせ番号）が掲載されます（発送前は見られません）。

発送状況は郵便局ホームページ内の個別番号検索等から確認できます。

(↓個別番号検索ページ)

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>

※発送状況に関する各地方整備局等へのお問い合わせはお受けしていません。
ご自身でご確認ください。

5. お問い合わせ

管轄部署が都道府県毎に分かれております。下記をご覧ください、合格証明書送付先の住所を管轄する担当地方整備局等のHPを参照したうえで、ご不明点がありましたらお問い合わせください。

お問い合わせが集中するなどすぐに対応できない場合は、担当から折り返しご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。

合格証明書送付先	担 当 地 方 整 備 局 等
北海道	北海道開発局 営繕部 技術・評価課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311(代) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/gijyu_hyou/ud49g7000000kf5m.html
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話：022-225-2171(代) https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/gihyou/gijyutu.html
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-601-3151(代) https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000005.html
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 営繕部 計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-280-8880(代) https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/005_tec_aprov/01tech_aprv.html
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 電話：052-953-8194(直) https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/sekoukanri/sekou_gishi1.htm
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-4 1 大手前合同庁舎 電話：06-6942-1141(代) https://www.kkr.mlit.go.jp/build/licensing/new_index.html
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話：082-221-9231(代) https://www.cgr.mlit.go.jp/eizen/kentei/index.html
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 電話：087-851-8061(代) https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/contact/koufushinsei.html
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 電話：092-471-6331(代) http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/gijutsu.html
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-0031(代) https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/015435